

八王子市地域包括支援センター館 重要事項説明書 〈令和8年6月1日現在〉

(指定介護予防支援事業所)

1 事業者の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 永生会
- (2) 法人所在地 東京都八王子市櫛田町 583-15
- (3) 電話 042-661-4108
- (4) 代表者 理事長 安藤 高夫

(5) 指定介護予防支援事業所の概要

名称	八王子市地域包括支援センター館
所在地	〒193-0944 東京都八王子市館町156 館事務所内
電話番号	042 - 673 - 6425
介護保険指定番号	1302900152
管理者	小津 健二郎
サービスを提供する範囲	八王子市地域包括支援センター館の担当地域内

(6) 事業所の職員体制

職種	職務内容	資格	人数
管理者	事業所管理運営		1人
担当職員	介護予防ケアプランの作成	保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等、介護支援専門員	1人以上

＊管理者は、担当職員兼務

(7) 営業時間

平日・土曜日	9:00～17:30
日曜日・祝日	休業（緊急時の連絡は可能）
年末・年始	12月29日～1月3日休業（緊急時の連絡は可能）

2 事業の目的

要支援状態（基本チェックリストの該当者を含む）にある高齢者等（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援・第一号介護予防支援を提供することを目的とします。

3 運営方針等

- (1) 事業者は、利用者に対し適切な介護予防ケアプランを作成し、かつ介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整を行います。
- (2) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
- (3) 事業者は、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、担当職員に対する研修の実施などの必要な措置を講じます。
- (5) 事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用を支援するよう努めます。
- (6) 事業者は、利用者に対し常に有効な支援を提供するよう、介護保険等関連情報や介護サービス事業者等から提供されたデータの活用に努めます。
- (7) 事業者は、サービス提供方法等について、利用者やその家族に理解しやすいように説明を行います。

4 サービス類型

事業者は、利用する介護予防サービス等の状況に応じ、以下のとおり、介護予防支援・第一号介護予防支援の類型のうちいずれかを提供します。なお、区分ごとのサービスを併用する場合は、介護予防支援、ケアマネジメントA、ケアマネジメントBの順に優先することとします。

類型及び 提供内容	介護予防支援 (介護予防サービス 計画)	第一号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメントプラン)		
		ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
利用する 介護予防 サービス 等	介護予防給付サー ビス	第一号事業に掲げ るサービス（訪問 型・通所型サービ ス、生活支援サー ビス）	第一号事業に掲げ るサービスのう ち、短期集中の通 所型サービス	第一号事業に掲げ るサービスのうち、 ボランティア等が従 事者となる地域主体 の訪問型・通所型サ ービス、生活支援サ ービス

5 業務の流れ

以下の表に掲げる介護予防支援・第一号介護予防支援の類型及び支援内容に基づき、利用者に対して必要な支援を行います。

	介護予防支援 (介護予防 サービス計画)	第一号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメントプラン)		
		ケア マネジメント A	ケア マネジメント B	ケア マネジメント C
(1) 契約の締結	介護予防支援・第一号介護予防支援事業について契約を結びます。			
(2) 介護予防ケア プラン作成 準備	介護予防ケアプラン作成の担当者は、介護予防ケアプラン作成のための準備をします。			
	①利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問してお話を伺います。			①利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問またはそれ以外の方法でお話を伺います。
	②どのような介護予防サービス等が必要かを検討します。			
	③介護予防サービス等を提供する担当者が、それぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討します。	③介護予防サービス等を提供する担当者が、必要に応じ、それぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討します。		③必要に応じ、情報提供を実施します。 ※サービスの利用調整については、利用者本人が行います。
(3) 介護予防ケア プラン作成及 び内容の承認	介護予防ケアプランを作成し、利用者もしくはその代理人に、計画の内容の承認を得ます。			
(4) サービス提供	介護予防ケアプランに基づき、サービスが提供されます。			
(5) モニタリング	介護予防ケアプラン作成の担当者は、おおむね3ヶ月に1回程度利用者宅を訪問し、状況を把握します。	介護予防ケアプラン作成の担当者は、おおむね3ヶ月に1回程度利用者宅の訪問や面談等の状況に応じた手法により、状況を把握します。	必要だと判断された場合のみ、状況を把握します。	

5-2 介護予防支援・第一号介護予防支援の提供にあたっての留意事項

- (1) 利用者は担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院又は診療所と情報共有や連携をする必要がありますので、事業所の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えてください。

5-3 業務を居宅介護支援事業所に委託した場合

事業所は、介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託することができます。委託先の居宅介護支援事業所は、委託契約書に基づき当事業所と同様に利用者への支援を行います。

6 利用料金

(1) 利用料

介護予防ケアプラン作成（介護予防支援・第一号介護予防支援の提供）に当たり、当事業所への介護報酬は介護保険制度又は保険者から全額支払われるため（法定代理受領等）利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領等ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の該当料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日市区町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けることができます。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ① 介護予防ケアプラン費 | 4,884 円 |
| ② 初回加算（サービス利用開始月に加算） | 3,315 円 |
| ③ 委託連携加算（指定居宅介護支援事業所に委託する初回に加算） | 3,315 円 |
| ④ 介護職員等処遇改善加算 | 基本報酬に対し 2.1% |

(2) 交通費

八王子市外の地域へ伺うための交通費は、利用者の負担となります。八王子市内は無料です。

- | | 交通機関の実費 |
|---------------------|---------|
| ① 電車・バス利用の場合 | |
| ② 車を使用する場合 | |
| 10 km 未満 | 300 円 |
| 10 km 以上 20 キロ未満 | 600 円 |
| 20 km 以上 1 km 増すごとに | 30 円増し |

(3) 解約料

解約時に料金は発生しません。

(4) サービス実施記録の複写物の費用

1 枚につき 20 円が利用者の負担となります。

(5) 電話料

利用者宅において、サービス実施のために使用する電話料金は利用者の負担となります。

7 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、事業所に虐待防止の措置を実施する担当者を設置し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、担当職員への周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は、事業所における「虐待の防止のための指針」に基づき、担当職員へ定期的に研修を実施するなど、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等に関する体制を整備します。
- (3) 担当職員は、高齢者虐待防止法及び事業所における「虐待の防止のための指針」を遵守し、虐待の発生又はその再発を防ぎ、虐待等の発生時には迅速かつ適切に対応します。

8 業務継続にむけた取り組み

- (1) 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、介護予防支援・第一号介護予防支援を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 事業者は、業務継続計画に基づいた研修や訓練を定期的実施するなど、必要な処置を講じます。

9 感染症予防及び蔓延防止のための措置

- (1) 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組徹底の措置を実施する担当者を設置し、感染症対策を検討する委員会を定期的開催し、担当職員への周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は「感染症対策への指針」に基づき、担当職員へ研修や訓練を定期的実施するなど、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

- (1) 当事業所の担当職員その他の従業者は、個人情報保護法及び八王子市個人情報保護条例並びに事業者が定める個人情報の管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持します。
- (2) 事業者は、担当職員その他の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

- (1) 介護予防支援・第一号介護予防支援の提供によって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を取り対応するとともにその内容を記録します。
- (2) 当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

【八王子市の窓口】

八王子市福祉部介護保険課総務担当 042 - 620 - 7442

12 サービス内容に対する苦情

- (1) 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに苦情解決責任者が責任を持って苦情に対応します。
- (2) 苦情の受付から解決策の検討及び対応内容等について記録します。
- (3) 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、八王子市高齢者福祉課若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとします。
- (4) 当事業所のサービスに関するご相談・苦情、及び介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を下記で承ります。

【事業所の窓口】

担当者	職 種	管理者
	氏 名	小津 健二郎
	電話番号	042-673-6425

【八王子市の窓口】

八王子市福祉部高齢者福祉課相談担当 042-620-7420

【公的機関の窓口】

東京都国民健康保険団体連合会介護相談窓口 03-6238-0177

(附則)

本重要事項説明書に記載している内容は、介護保険法等関連法令に基づき実施されているものであるため、介護保険制度の改正等によって変更する場合があります。

介護予防支援・第一号介護予防支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地	東京都八王子市館町 156 館事務所内
名 称	八王子市地域包括支援センター館

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援・第一号介護予防支援事業についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

氏 名 _____

【署名代行者】

氏 名 _____

(続柄 : _____)